

「外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について」
の一部改正について

1．改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度において、外国株券等機構加入者から徴収している手数料のうち、保管手数料については、手数料規則上、「機構が別に定めるところにより算出する価格」(以下「算出価格」という。)を基に、適用すべき料率を決定している場合があり、この際に、算出価格は、一定期間ごとに見直しを行うこととなっている。

この見直し時期のうち、新規上場銘柄については、現行制度上、新規上場日を起算日としているが、これまでの新規上場銘柄における預託時期の実績をみると、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第37条(上場前の特別な預託等)に基づき、新規上場日よりも一定程度前から機構への預託を行う銘柄が少なくないことなどから、算出価格の見直しに係る起算日を、現行の新規上場日から取扱開始日へ変更するために、「外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について」の一部について、所要の改正を行う。

2．改正概要

新規上場銘柄に係る算出価格の見直し時期を、上場日から起算して1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降ではなく、取扱開始日から起算して1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降へと変更する。

なお、今回の変更により、既存銘柄に関する算出価格の見直しタイミングが実際には変わることはない。

3．施行日

平成22年12月1日から施行する。

以上